

月報

しろいし



〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所)

TEL:0224-25-3107

労働市場の動向(令和6年8月内容)

<求人ハローワークへ!!>

【求職の状況】

- 新規求職者数は124人で、前月と比べて8.8%増加した。
- 月間有効求職者数は531人で、前月と比べて3.1%減少した。

【求人の状況】

- 新規求人数は229人で、前月と比べて12.3%減少した。雇用形態別で見ると一般は前月と比べて21.7%減少し、パートは前月と比べて24.1%増加した。
- 月間有効求人数は677人で、前月と比べて3.7%増加した。

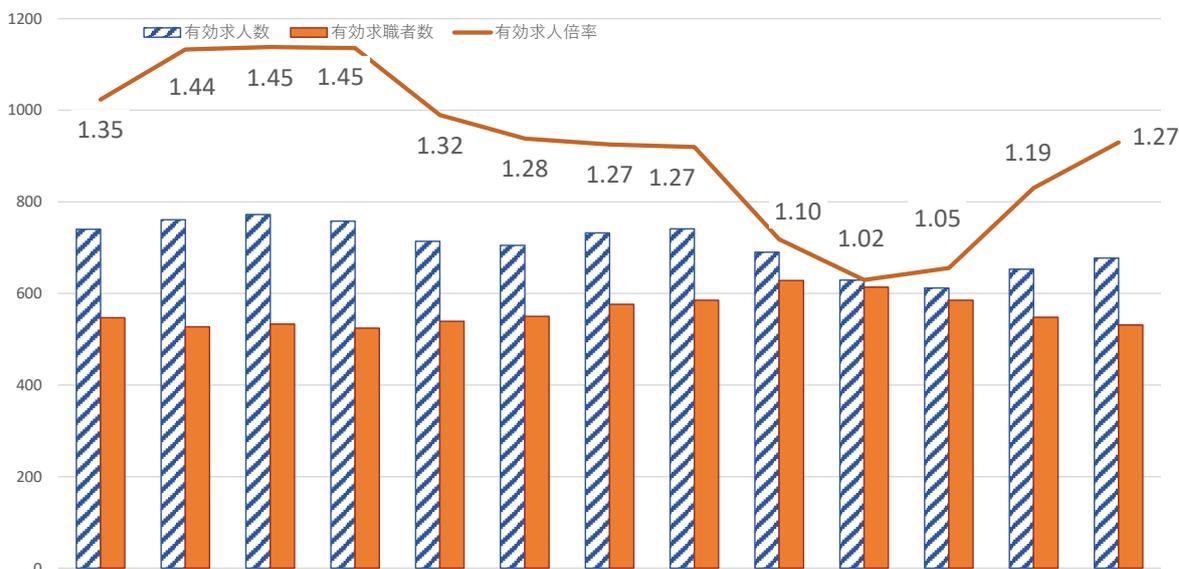
【求人倍率の状況】

- 有効求人倍率は1.27倍で、前月を0.08ポイント上回った。雇用形態別で見ると一般は1.48倍で前月に比べて0.06ポイント増加し、パートは0.95倍で、前月と比べて0.11ポイント増加した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



	令和5年 8月	令和5年 9月	令和5年 10月	令和5年 11月	令和5年 12月	令和6年 1月	令和6年 2月	令和6年 3月	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月
有効求人数	740	761	772	758	714	705	732	741	690	629	612	653	677
有効求職者数	547	527	533	524	539	550	576	585	628	614	585	548	531
有効求人倍率	1.35	1.44	1.45	1.45	1.32	1.28	1.27	1.27	1.10	1.02	1.05	1.19	1.27

一般職業紹介状況（令和6年8月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	124	8.8	1.6	
	うち男	66	15.8	11.9	
	うち女	58	1.8	▲ 6.5	
	年 齢 別	～44歳	45	4.7	▲ 19.6
		45～54歳	25	47.1	25.0
		55歳～	54	0.0	17.4
	月間有効求職者数	531	▲ 3.1	▲ 2.9	
	うち男	267	▲ 3.3	3.1	
	うち女	263	▲ 3.0	▲ 8.0	
	年 齢 別	～44歳	193	▲ 1.0	▲ 7.2
45～54歳		106	▲ 2.8	6.0	
55歳～		232	▲ 4.9	▲ 2.9	
求 人 関 係	新規求人数	229	▲ 12.3	2.7	
	主 要 産 業 別	建設業	33	▲ 57.1	▲ 8.3
		製造業	35	▲ 27.1	16.7
		卸売・小売業	14	40.0	▲ 26.3
		飲食店・宿泊業	23	27.8	▲ 25.8
		医療・福祉	65	44.4	0.0
月間有効求人数	677	3.7	▲ 8.5		
就 職 関 係	紹介件数	125	▲ 2.3	▲ 3.8	
	うち男	72	9.1	18.0	
	うち女	52	▲ 13.3	▲ 22.4	
	就職件数	32	▲ 17.9	▲ 8.6	
	うち男	14	▲ 39.1	▲ 17.6	
	うち女	18	20.0	5.9	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和6年8月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	806	806	810	
	資 格 取 得 者 数	77	107	108	
	資 格 喪 失 者 数	120	99	80	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,253	11,309	11,224	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	37	28	42
		受給者実人員	157	176	136
		支給金額（千円）	18,728	23,847	18,083
	高 齢	受給者数	9	11	19
		支給金額（千円）	1,770	2,248	4,508
	特 例	受給者数	0	0	0
		支給金額（千円）	0	0	0
	再 就 職 手 当	支給人員	16	12	9
支給金額（千円）		7,249	6,054	4,658	

就業支援実践研修のご案内

「就業支援実践研修」は、令和7年度より「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）」を含む新たな研修体系へ移行するため、令和6年度で終了します。

ねらい・対象者

地域障害者職業センターでは、労働、福祉、医療・保健、教育等の分野で障害のある人たちの就業支援を担当している方（2年以上の実務経験をお持ちの方）を対象とし、障害別（精神障害、発達障害、高次脳機能障害）の就業支援に関する実践力を修得していただくための「就業支援実践研修」を全国14エリアで行っています。

皆さまの受講を心からお待ちしています。

受講料無料

※この研修は「就労支援関係研修修了加算」の対象ではありません。

実施コース・日程等

■ コース別講座は、**精神障害コース**、**発達障害コース**、**高次脳機能障害コース**の3つから選べます。

実施コース (定員)	日程	申込受付期間	会場
精神障害コース (20名)	令和6年11月15日(金) 10:00~17:00	令和6年9月9日(月) ~10月11日(金)	仙都会館 会議室7階-D (仙台市青葉区中央2-2-10)
発達障害コース (20名)	令和6年11月22日(金) 10:00~17:00	令和6年9月17日(火) ~10月18日(金)	ポリテクセンター福島 (福島市三河北町7-14)
高次脳機能障害コース (10名)	令和6年11月19日(火) 10:00~17:00	令和6年9月10日(火) ~10月15日(火)	ポリテクセンター山形 (山形県山形市漆山1954)

カリキュラム

- 実務経験を踏まえた演習やグループ討議を主とするカリキュラムになっています。
- 就業支援の実践力修得を図るための2つのポイントを盛り込んでいます。
 - アセスメントの視点や支援ツールの活用
 - 企業への実践的アプローチ

	科目名	講師	実施内容
共通講座	企業へのアプローチ	企業または地域障害者職業センター	【講義・演習】10:05~11:35 (90分) 障害者雇用の取組、就業支援者に求めること等の講義及び企業の視点・ニーズを踏まえたアプローチ方法
コース別講座	就業支援の実際～相談・対応場面における支援技法の活用～	地域障害者職業センター	【講義・演習】12:30~14:30 (120分) インテークや振り返り、職業生活上の課題の把握等の相談・アセスメント場面における障害特性等に応じた支援技法・ツールの活用方法
	ケーススタディ	地域障害者職業センター	【事例検討】14:40~16:50 (130分) 地域障害者職業センターの支援事例をもとにしたグループでの事例検討

お申込み・お問い合わせ先

■ コース別にお申込み・お問い合わせを受け付けています。当機構では、下記の通り、ドメインを「jeed.go.jp」に変更しております。旧ドメインでのメールアドレスで送信されないようご注意ください。

■精神障害コース

宮城障害者職業センター 〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-6-1
電話：022(257)5601 E-mail：miyagi-ctr@jeed.go.jp

■発達障害コース

福島障害者職業センター 〒960-8054 福島市三河北町7-14
電話：024(526)1005 E-mail：fukushima-ctr02@jeed.go.jp

■高次脳機能障害コース

山形障害者職業センター 〒990-0021 山形市小白川町2-3-68
電話：023(624)2102 E-mail：yamagata-ctr02@jeed.go.jp

※裏面またはホームページに掲載している受講申込書に必要事項を記入し、法人・施設の長から郵送または電子メールでお申し込みください（個人でのお申込みは受付ではありません）。

※他エリアの方も受講できますが、当エリア（宮城、山形、福島）の方が優先となります。

※定員を超える場合は、複数名のお申込みをされた機関に対して人数の調整をすることがあります。またやむを得ずお断りをすることがあります。あらかじめご了承ください。

■ 全国の日程等詳細はこちら。

[就業支援実践研修](#)

検索

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **973** 円

令和6年10月1日から！

（ 9月30日までは時間額923円 ）

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 022-299-8841

仙 台	労働基準監督署	電話	022-299-9072
石 巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古 川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大 河 原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

支払われる賃金 と適用される最低賃金との比較方法

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

(1) 時間給制の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(3) 月給制の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額973円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給170,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給 170,000円 × 12ヶ月

8時間 × 年間所定労働日数 260日

980.76円 973円

この場合は最低賃金額以上となっています。